

第1 総説

1 高松市の概要

高松市は、香川県の中央部に位置し、北は多島美を世界に誇る波静かな瀬戸内海に面し、南は穏やかな勾配をたどりながら讃岐山脈が連なり、田園を基調とした讃岐平野に、丘陵と河川、さらに多くのため池を要する多様な自然に恵まれた風光明媚な地である。

本市は、明治23年2月15日に市制を施行して以来、県都として、また海上輸送、鉄道・道路網の交通の結節点として、さらに四国の中枢・管理都市として着実に発展し、平成11年4月には中核市に移行した。また、平成17年9月26日に塩江町と、平成18年1月10日には牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町の近隣5町との合併による新高松市の誕生を機に、各地域の特性を生かしたまちづくりに取り組み、地域の活性化を図るとともに、魅力ある都市づくりを進めている。

清掃事業は一日も欠かすことのできない市民生活と密接に関係する事業であり、環境衛生の向上と快適な生活環境の保全のため、本市では種々の施策を総合的に推進している。さらに、近年は、「限りある資源の有効利用」「地球環境の保全」の観点から、ごみの適正な処理と減量・資源化を推進しており、「人」と「さと・まち」が結びつき 未来へつなぐ 持続可能な都市 たかまつ」を目指して、快適環境都市づくりを推し進めている。

(令和7年4月1日現在)

位置	東経 134度 02	北緯 34度 20
面積	375.67 km ²	
広ぼう	東西 23.60km	南北 35.90 km

人口	男	197,159人
	女	210,339人
	計	407,498人
世帯数		192,790世帯

※ 人口、世帯数は、令和2年度国勢調査人口を基礎に、住民基本台帳による出生、死亡、転入、転出数を加減して算出した推計。

2 ごみ処理事業の沿革

(1) 収集・資源回収関係

- 明治33年 ごみ収集開始、掃除作業員を雇い入れ、各戸のごみを手引き車で収集
- 昭和38年 ロードパッカー車、パックマスター等の機械車を導入し、市街地中心部で週2回の定日収集を開始
- 昭和40年 30,000世帯（収集世帯の約50%）を対象に、週2回の「共同ごみ容器」による収集を開始
- 昭和45年 「高松市清掃事業近代化計画」を策定
「戸別かきとり」収集世帯（約28,000世帯）を「ポリ袋定日ステーション方式」（各家庭が可燃ごみを週2回、不燃ごみを月1回指定場所に持ち出す。）に変更
- 昭和46年 交通事情の悪化等により収集が困難になった「共同ごみ容器」収集地域を順次「ポリ袋定日ステーション方式」に変更（昭和50年までに全市域をステーション方式に変更。）
ポリ袋による排出を指導するため、ポリ袋を1世帯当たり年間60枚配布
- 昭和48年 市街地中心部で週3回の収集を実施
「個人専用ごみ容器収集」を廃止し、許可業者による収集を指導ごみ減量運動と資源の有効利用を図るため、衛生組合を中心とした資源回収事業を推進（昭和53年まで）
- 昭和49年 不燃ごみの収集を月2回に増加し、分別収集を推進
- 昭和50年 新規に機械車（ロータリー車）を導入し、収集作業の効率化を図る。
- 昭和53年 不燃物収集用大型機械車を導入し、作業の安全性及び能率化を図る。
ごみに対する正しい知識と理解が得られるよう、小学校3年生を対象とした社会科副読本「きれいな高松に－くらしとごみ－」を編集発行
市民のごみ減量・資源化への理解を得るため、粗大ごみの中からまだ使える家具などを展示する「ごみ見直し展」を開催（平成3年まで）
- 昭和54年 「きれいな高松に－くらしとごみ－」を、小学校4年生を対象に改訂発行（令和4年度まで）
ごみの減量と資源化を推進するため、仏生山地区を「資源ごみ回収モデル地区」に指定し、月2回の不燃ごみ収集日の1回を資源回収日」として分別による資源回収事業を推進
- 昭和55年 仏生山地区のモデル事業を基に、地元の理解と協力体制が整った地区から順次「資源回収地区」に指定（平成12年6月まで）
- 昭和59年 一般家庭の「使用済乾電池」の別途収集を6月から実施（資源回収地区は資源回収日、未実施地区は2回目の不燃ごみ収集日に

- 透明袋に入れて出すように指導)
- 平成元年 ごみの減量・資源化を推進するため、男木・女木地区及び菅沢・鬼無地区の一部をモデル地区に指定して「生ごみ堆肥化容器」の設置に対する補助事業を実施
- 平成2年 「生ごみ堆肥化容器」の設置に対する補助事業を、全市域を対象に実施（令和元年度まで）
- 平成3年 事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、「オフィスの古紙回収マニュアル」を作成し、事業者を対象に説明会を開催したほか市内の事業所に配布
ごみの減量化・資源化の推進のため、市民、事業者及び行政の三者による「高松市ごみ会議」を設置（平成5年まで）
- 平成4年 市民各層のごみ問題への啓発を図るため、「ごみ減量・資源化シンボルマーク、シンボルキャラクター（愛称：カンクルちゃん）」を選定
事業系ごみの減量・資源化を推進するため、「地球にやさしいオフィス」登録制度を設けた。
- 平成5年 ごみ減量・資源化に関する総合的啓発事業として、「リサイクルパラダイス」を開催
「高松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例」を制定
資源回収事業を一層推進するため、市内全地区に「リサイクル推進員」を委嘱
「高松市ごみ会議」より、最終報告として「ごみ減量・資源化への提言」がなされた。
- 平成6年 環境に配慮したライフスタイルの普及と、購入時等でのごみ減量を図るため、「地球にやさしい店」登録制度を設けた。
一般廃棄物の適正な処理及び減量・再生利用の促進等を図るため、条例に基づく「高松市廃棄物減量等推進審議会」を設置した。
各世帯に配布しているごみ袋（ポリ袋）を、中身が判別できる半透明（乳白色1%以下）とした。
夏季の異常渇水に伴い、多量の飲料用ペットボトルの空容器が廃棄されることから、スーパー等の店頭を回収場所として、事業者、市民の協力を得て8月、9月の2ヶ月間特別回収を実施した。回収したペットボトルは直営で収集し、再生原料として専門業者に送り「水切りネット」に再生した。（回収量約80万本、48ト）
- 平成7年 「高松市廃棄物減量等推進審議会」の答申を得て、ごみ袋を半透明（乳白色1%以下のポリ袋）に指定し、4月1日から実施、3ヶ月間の周知期間を経て7月1日から完全実施
ごみ減量・資源化啓発の拠点として「高松市リサイクルプラ

ザ」を設置した。

ごみの排出抑制や再利用に先進的な取り組みを行い、全国的モデルとしてふさわしい市町村として、国から「クリーン・リサイクルタウン」に選定された。

- 平成 8 年 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に対応する「高松市分別収集計画」を策定
- 平成 9 年 事業者への古紙のリサイクルと利用促進の指針として、「<事業者向け>高松市再生紙使用ガイドライン」を作成した。
- 平成 10 年 容器包装リサイクル法の平成12年度からの全面的施行に対処するため、ごみ収集体制の抜本的改正作業に着手した。
家庭用の電気式生ごみ処理機購入に対し補助事業を実施
- 平成 11 年 「高松市家庭系一般廃棄物新収集体制整備計画」を策定し、新収集体制の内容を決定した。
仏生山地区及び松島地区の一部を「新ごみ収集体制ごみ回収モデル地区」に指定し、新収集体制による収集を開始
ごみ収集基地施設のうち、事務所棟建設工事に着手
- 平成 12 年 7月3日 新収集体制を全市域に拡大してスタート
10月1日 環境部清掃事務所事務所棟竣工
- 平成 13 年 家電リサイクル法（特定家庭用品機器再商品化法）の平成13年4月1日からの施行に対処するため、電気店で回収できない対象4品目について、臨時・粗大ごみとして収集、メーカー指定取引場所への運搬を開始
- 平成 14 年 ごみ袋無料配布廃止
- 平成 16 年 4月から祝・休日収集を開始
8月30日（8月30日夜半～31日早朝） 台風16号による高潮発生により、市街地を含む沿岸部が水害被災（被災状況：死者 2名、床上浸水 3,810戸、床下浸水 11,751戸／災害廃棄物排出量：可燃ごみ 239t、埋立ごみ 23,332t、家電4品目 3,426台、金属類(リサイクル品) 28t、液体性処理困難物 7t)
10月1日 燃やせるごみ・破碎ごみについて有料の指定収集袋による回収を開始
10月20日（10月20日未明） 台風23号による集中豪雨により、河川流域が水害被災（被災状況：死者 1名、全壊 4戸、半壊 11戸、床上浸水 1,352戸、床下浸水 4,313戸／災害廃棄物排出量：可燃ごみ 1,011t、埋立ごみ 11,367t、家電4品目 2,657台、金属類(リサイクル品) 32t、液体性処理困難物 9t)
- 平成 17 年 塩江町と9月26日に合併したが、収集方法等については平成19年度までは合併前の同町の体制を継続し、平成20年度から高松市の制度に統一することとした。ただし、指定収集袋、臨時粗大ごみの収集については、合併時から高松市の方式を導入した。
- 平成 18 年 牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の5町と1月10日に合併したが、収集方法等については平成19年度までは合併前

の5町の体制を継続し、平成20年度から高松市の制度に統一することとした。ただし、指定収集袋、香川町地域の家電リサイクル品の収集等については、合併時から高松市の方式を導入した。

平成20年

「高松市一般廃棄物処理基本計画」を策定

4月から合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一

4月から「資源有効利用促進法」に基づき家庭用パソコンについては、メーカーでのリサイクルに移行した。

10月の環境美化月間重点日事業として、「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」を実施

12月1日に事業者、市民団体、市の3者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結した。また、「レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター（愛称 エコバックン）」を選定

平成21年

4月から家電リサイクル法（特定家庭用品機器再商品化法）の改正により、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を対象品目に追加

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を制定

10月「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」制定

11月 同要綱に基づき、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有、占有又は管理する事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を求めた。

ハイブリッドごみ収集車を購入（9月1台、3月3台）

3月29日に新たに2事業者と「レジ袋等の削減に関する協定」を締結

平成22年

天然ガスごみ収集車を導入（5月7台）

平成24年

低公害型ごみ収集車を導入（2月2台）

平成25年

1月「高松市循環型社会形成推進地域計画(第二次計画)」を策定

10月使用済小型家電リサイクルのモデル事業（支所・出張所等15か所に回収ボックスを設置）の実施

平成26年

3月「高松市一般廃棄物処理基本計画」の変更

8月雑がみ回収袋によるモデル事業の実施

11月に使用済小型家電の回収ボックスを大型スーパーマーケットや家電量販店など5か所に追加設置

平成27年

4月から、高松市南部クリーンセンター及び高松市西部クリーンセンターで使用済小型家電のピックアップ回収を開始

10月にごみ減量・資源化の啓発リーフレット「3Rシティ高松を目指して」を作成・配布

平成28年

3月に使用済小型家電の回収ボックスをコミュニティセンター2か所に追加設置

3月29日 指定収集袋（超特小）5ℓサイズを導入（条例改正・10月1日から運用開始

- 11月1日からごみ分別アプリの配信を開始
12月より2か月間、環境省のモデル事業である水銀添加廃製品回収モデル事業を実施
- 平成29年 3月に「高松市災害廃棄物処理計画」を策定
4月より、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加
- 平成30年 3月に平成30年度以降を対象とした「高松市一般廃棄物処理基本計画」を策定
4月より、家庭ごみの定期収集について、直営収集の一部を民間に委託し収集開始
- 令和2年 1月から、南部クリーンセンターを拠点に羽毛布団のリサイクルを開始
3月31日付で生ごみ処理機等補助制度を廃止
10月12日から、高松市として小型充電式電池の回収を開始
- 令和3年 1月から、ごみ分別アプリ（英語版）の配信を開始
4月から、使用済み小型家電の回収対象品目をこれまでの21品目から、11品目追加し32品目として回収を開始
- 令和4年 1月から、ごみ分別アプリ（中国語版）の配信を開始
2月に「高松市食品ロス削減推進計画」を策定
4月から、これまで廃棄ルートが確立されていなかったリサイクルマークのない小型充電式電池等について回収を開始
- 令和5年 3月に臨時・粗大ごみの受付についてインターネット申込みを開始
4月から、事業所から排出される「使用済紙おむつ」の廃棄物区分を産業廃棄物から事業系一般廃棄物に変更
- 令和7年 1月に天然ガスごみ収集車を廃止
平成30年度より、段階的に行ってきた家庭ごみ直営定期部分の収集運搬業務委託について、4月から完全委託になる。

(2) 処理施設関係

- 昭和7年 処理能力50t／日の固定炉を建設
- 昭和33年 処理施設の一部増設
- 昭和37年 施設改良工事を行い、固定炉の処理能力を92.5t／日に増加
- 昭和44年 「高松市じん芥焼却場近代化計画」に基づき、旧施設を撤去し、「高松市清掃工場」（全連続燃焼式焼却炉150t／24H×2基を建設(工期 昭和44年3月～昭和46年3月)
- 昭和46年 「高松市清掃工場」完成
- 昭和51年 不燃ごみの埋立処分を行う「高松市管理一般廃棄物千疋処分地」の供用開始(綾歌郡綾南町大字千疋、面積：61,528㎡、埋立容量：360,000㎡)
- 昭和52年 高松地区広域市町村圏振興計画に基づき、「高松地区南部広域衛生施設組合」を設立（構成：高松市・塩江町・香南町 1市2町)

- 高松地区南部広域衛生施設組合で焼却工場（准連続燃焼式焼却炉60 t / 16 H × 1 基、南部広域清掃センター）の建設に着手
- 昭和 5 3 年 高松地区南部広域清掃センター内に焼却灰の埋立処分地の建設に着手
- 昭和 5 4 年 高松地区南部広域清掃センターの焼却施設完成
高松地区南部広域清掃センターの埋立処分地が完成
高松地区広域市町村圏振興計画に基づき、「高松地区西部広域衛生施設組合」を設立（構成：高松市・綾上町・綾南町・国分寺町 1 市 3 町）
- 昭和 5 5 年 「高松市管理一般廃棄物千疋処分地」にトラッシュコンパクターを導入
- 昭和 5 9 年 高松地区西部広域衛生施設組合で焼却工場（全連続燃焼式焼却炉140 t / 24 H × 2 基、現西部クリーンセンター）の建設に着手
高松市清掃工場に排水処理施設を建設（処理能力150m³ / 日）
- 昭和 6 2 年 綾歌郡綾南町陶地区で、不燃ごみの埋立処分地の整備に着手（現高松市一般廃棄物陶最終処分場第 1 期工区68,500m²）
高松地区西部広域クリーンセンターの試運転稼働により、高松市清掃工場を休炉
- 昭和 6 3 年 高松地区西部広域クリーンセンターの完成
高松市一般廃棄物陶最終処分場「第 1 期工区」の供用開始
高松市管理一般廃棄物千疋処分地の埋立が完了し施設を閉鎖
- 平成 2 年 高松市一般廃棄物陶最終処分場「第 2 期工区（126,500m²）」の供用開始
- 平成 3 年 高松地区南部広域清掃センターの炉増設等整備事業に着手（60 t / 16 H 1 炉増設工事及び既設炉排ガス処理設備等改造工事）
- 平成 4 年 高松市一般廃棄物陶最終処分場「第 3 期工区（179,000m²）」の供用開始
- 平成 5 年 高松地区南部広域清掃センターの炉増設等整備事業竣工
- 平成 6 年 高松市一般廃棄物陶最終処分場に、粗大ごみを減容するため「粗大ごみ処理施設」として簡易破碎処理機を整備
高松地区南部広域一般廃棄物塩江最終処分場の整備工事に着手
- 平成 7 年 高松地区西部広域クリーンセンターの破碎処理施設（処理能力100 t / 5 H）の整備事業に着手
高松市一般廃棄物女木最終処分場（安定型）が完成し、供用開始
- 平成 8 年 高松地区南部広域一般廃棄物塩江最終処分場（93,200m²）の供用開始（平成 8 年 3 月 13 日供用開始）
高松市一般廃棄物第 2 陶最終処分場「第一工区（136,900 m²）」の整備工事に着手
- 平成 9 年 高松地区西部広域クリーンセンターの破碎処理施設（処理能力100 t / 5 H）の整備事業竣工（平成 9 年 4 月 21 日本格運転開

始)

- 高松市一般廃棄物陶最終処分場にフロンガス回収機を設置し、10月から冷蔵庫等のフロンガスを回収
- 平成10年 高松市一般廃棄物第2陶最終処分場「第一工区(136,900㎡)」整備工事竣工(平成10年10月1日供用開始)
- 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地として供用開始
元高松市清掃工場の工場棟を解体撤去し、工場用地をゴミ収集基地用地とし再整備
- 高松地区南部広域衛生施設組合において飛灰分離・貯留設備改良工事竣工
- 平成11年 高松地区広域市町村圏振興事務組合が、平成11年3月31日で解散した高松地区南部広域衛生施設組合及び高松地区西部広域衛生施設組合の事務及び財産の一切を承継した。
- ゴミ収集基地施設のうち、事務所棟建設工事に着手
- 平成12年 ゴミ収集基地施設事務所棟完成
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部新清掃工場(仮称)ゴミ処理施設(連続式流動床炉型ガス化熔融方式:100t/24H×3炉)及び廃棄物再生利用施設(破碎系統35t/5H、選別系統35t/5H)の整備に着手
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地の施設改良工事に着手
- 平成14年 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地の施設改良工事竣工(平成14年3月20日竣工)
- 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地2期整備工事に着手
- 平成15年 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部新清掃工場(仮称)廃棄物再生利用施設(破碎系統35t/5H、選別系統35t/5H)及び展示啓発施設(エコホテル)を併設した管理棟の整備工事竣工(平成15年3月28日竣工、8月1日日本格運転開始)4月1日から南部新清掃工場(仮称)の正式名称を南部広域クリーンセンターとする。
- 7月9日から南部広域クリーンセンターの長期一括業務委託方式による管理運營業務委託を開始(平成31年3月末までの約15年間)。
- 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンター廃棄物再生利用施設の本格稼働及び同ゴミ処理施設の試運転稼働に伴い、7月末に南部広域一般廃棄物塩江最終処分場を閉鎖、12月末にゴミ焼却施設を休止
- 高松市一般廃棄物陶最終処分場第2処分地2期整備工事竣工(平成15年9月19日竣工)
- 平成16年 高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンターゴミ処理施設(連続式流動床炉型ガス化熔融方式:100t/24H×3炉)が竣工(平成16年3月15日竣工、3月16日日本格運転開

始)

高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センター埋立処分地既設汚水処理施設改造工事及びカルシウム除去設備整備工事竣工（平成16年3月15日竣工）

高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域清掃センターについて、既設の埋立処分地を南部広域クリーンセンターへ移管し、3月末で施設を廃止

平成17年 高松地区広域市町村圏振興事務組合旧南部広域清掃センターの解体工事に着手

平成18年 塩江町、香南町との合併に伴い、1月10日より高松市が高松地区広域市町村圏振興事務組合南部広域クリーンセンターの業務を引き継ぐとともに、正式名称を高松市南部クリーンセンターとする。

高松地区広域市町村圏振興事務組合旧南部広域清掃センターの解体工事竣工（平成18年3月15日竣工）

高松地区広域市町村圏振興事務組合の解散に伴い、4月1日より高松市が西部広域クリーンセンターの業務を引き継ぐとともに、綾川町のごみ処理業務を受託

また、正式名称を高松市西部クリーンセンターとする。

1月10日の合併に伴い、牟礼環境美化センター、庵治清掃工場、香川環境センター、国分寺リサイクルセンターの4施設及び牟礼一般廃棄物最終処分場、庵治最終処分場、香川一般廃棄物埋立処分場を合併町より引き継ぐ。

4月7日付で牟礼一般廃棄物最終処分場を廃止

南部クリーンセンターストックヤードの建設工事に着手

平成19年 南部クリーンセンターストックヤードの建設工事竣工（3月16日竣工）

平成20年 4月からの合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一したことに伴い、牟礼環境美化センター、庵治清掃工場、香川環境センター、国分寺リサイクルセンターを3月31日付で閉鎖

南部クリーンセンタープラスチック選別設備改造工事（平成20年4月25日竣工）

牟礼環境美化センターを4月30日付で廃止

平成22年 5月に元牟礼環境美化センターの解体撤去工事に着手し、23年2月15日完了

12月に高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地整備工事に着手

平成23年 南部クリーンセンター太陽光発電設備設置工事（平成23年3月25日竣工）

6月30日付で高松市香川一般廃棄物埋立処分場を終了

平成24年 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地1期整備工事竣工（平成24年8月3日竣工）

平成25年 4月から市発注工事の一部に南部クリーンセンター溶融固化物

(溶融スラグ)の試行利用開始

- 平成 26 年 9 月 30 日付で高松市庵治一般廃棄物最終処分場を終了
高松市一般廃棄物陶最終処分場第 3 処分地 (第 1 期) を 3 月から
供用開始
- 平成 27 年 11 月 12 日付で高松市香川一般廃棄物埋立処分場を廃止
高松市西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事に着
手 (7 月)
高松市南部クリーンセンター埋立処分地第 3 区画整備工事に着
手 (7 月)
- 平成 28 年 2 月 3 日付で高松市庵治一般廃棄物最終処分場を廃止
2 月 12 日付で高松市南部クリーンセンター最終処分場を廃止
高松市南部クリーンセンター埋立処分地第 3 区画整備工事竣工
(5 月 31 日竣工)
- 平成 29 年 高松市西部クリーンセンター破砕施設基幹的設備改良工事着手
(9 月)
- 平成 30 年 1 月に、香川県内で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生し、
殺処分された感染家きんを、高松市西部クリーンセンターほか県
内 3 か所の施設において焼却処分
2 月 19 日付で、本市と中讃広域行政事務組合との間で、「一般廃
棄物 (ごみ) 処理に係る相互応援に関する協定書」を締結。災害時
や故障・事故の発生時のみならず、施設の新設・更新・大規模改修
を想定した広い範囲の相互応援協定は、四国で初めてのもの。
高松市西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事竣工
(3 月 14 日竣工)
- 平成 31 年 学識経験者による検討委員会の選考等を経て、4 月 1 日から南
部クリーンセンターの管理運営業務委託を新たに開始 (令和 15 年
3 月末までの 14 年間)。
- 令和元年 高松市西部クリーンセンター破砕施設基幹的設備改良工事竣工
(8 月 9 日竣工)
- 令和 3 年 12 月 27 日付で、本市と香川県東部清掃施設組合との間で、「災害時等
における一般廃棄物 (し尿を除く。) 処理に係る相互支援に関する協定
書」を締結。
旧高松市庵治最終処分場浸出水処理施設解体撤去 (3 月 14 日竣工)
- 令和 4 年 株式会社ジモティーと、「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関
する協定書」を締結 (2 月)

3 し尿処理事業の沿革

- 昭和29年 清掃法の施行に伴い、し尿処理は市町村の義務とされたため、9月に高松市清掃条例を制定して、一般家庭及び事業所等の収集業務は許可業者（2業者）で、市施設（学校等）の収集はポンプ車1台を購入して直営（昭和35年廃止）でそれぞれ開始した。収集したし尿は果樹園や農村地帯へ運んで処理した。
- 昭和31年 し尿収集家庭が7,000戸を超えたため、さらに1業者を許可し3業者とした。
- 昭和34年 化学肥料等の普及により農村へ還元できる量が減少したため、し尿不需要期には貯留槽の不足をきたした。その対策として農家のし尿貯留槽設置を奨励し補助金を交付した。
- 昭和37年 農村還元のみでは処理できなくなり、この打開策として海洋処分を開始するとともに抜本的対策として、し尿処理施設を3か年の継続事業で建設することを計画したが、地元関係者から設置反対の民事訴訟を提起され、その解決までに4年余りの歳月を要した。
- 昭和40年 許可業者の責任体制を明確にして、サービスの向上をはかるため許可業者の地域指定を行い、収集業者の指導監督に努めた。
- 昭和42年 地元住民との和解が成立し、し尿処理施設建設に着手した。
- 昭和43年 1日100klの処理能力をもつ近代的消化槽方式の施設が竣工し、し尿収集料金についても、一般家庭に定額制を採用して、業者の指導監督に努めた。
- 昭和47年 海洋汚染防止法施行令の一部改正により、瀬戸内海での海洋処分が昭和48年3月31日で禁止となるため、し尿の外洋処分に備えて、し尿処分中継所を新設した。
- 昭和48年 近隣9町のし尿処理について、事務委託によって本市が処理することとした。
また、新東光丸（委託）によるし尿外洋処分を4月から潮岬南方64海里で実施するとともに、し尿陸上処理施設の建設について検討を進めたほか、公共下水道による水洗便所の普及に努めた。
- 昭和49年 市内のし尿は、市が許可した5業者が収集し、衛生処理センターによる陸上処理と新東光丸による外洋処分を実施した。
- 昭和50年 衛生処理センターの施設改良工事（三次処理施設）を行った。
- 昭和51年 外洋処分海域の変更により、9月から潮岬沖南南西140海里に処分するとともに、新たに600kl積貯留船を1基建造した。
- 昭和53年 し尿中継所に燃焼脱臭装置を設置し、周辺環境の整備を行った。
- 昭和54年 し尿中継所の1号貯留船が老朽化（昭和47年建造）したため、新貯留船（貯留能力250kl）を建造し、業務の円滑を図った。
- 昭和55年 し尿中継所の2号貯留船が老朽化したため、新貯留船（貯留能力

- 350 kl) を建造したほか、衛生処理センターに放流水計測装置を設置した。
- 昭和 56 年 衛生処理センター周辺で、陸上部及び海域にわたり環境調査を実施し、この調査結果を踏まえて、さらに施設の円滑な運営に努めた。
- 昭和 57 年 高松地区広域市町村圏振興事務組合が、近隣 9 町を含めたし尿の全量を陸上処理するための新施設建設を行うこととなり、建設について地元の亀水町の同意が得られた。
- 昭和 58 年 高松地区広域市町村圏振興事務組合により、9 月から 320kl/日のし尿処理能力を有する高松地区広域衛生処理センター（仮称）の建設に着手した。
し尿未収集地区であった男木町に 12 月から特殊車両を配備してし尿収集を開始した。
- 昭和 61 年 高松地区広域衛生処理センター（仮称）の建設により、高松市衛生処理センターを撤去したことから、新施設の一連列を使用して試運転を兼ねて本市のし尿処理を行った。
- 昭和 62 年 高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターが竣工し、広域事業として高松市と近隣 9 町のし尿処理の操業を開始した。
センターの操業により、高松市のし尿海洋処分を廃止するとともに、衛生処理センターへのし尿搬入は、陸上輸送から中継所からの海上輸送へ変更した。
- 平成 元年 下水道及び浄化槽の普及に伴い、し尿収集世帯が減少し、各許可業者間の収集世帯数に不均衡が生じたので地区割の変更を行った。
- 平成 7 年 高松地区広域市町村圏振興事務組合により、衛生処理センター中継所（貯留能力 1, 500kl）の整備工事に着手した。
- 平成 9 年 高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センター中継所が竣工し、業務を開始した。
- 平成 15 年 衛生処理センター脱水汚泥の焼却処理を取りやめ、セメント原料としてリサイクル活用する外部委託処理とした。
- 平成 18 年 1 市 6 町の合併により、高松地区広域市町村圏振興事務組合が 3 月 31 日付けで解散したことに伴い、4 月 1 日から高松市が衛生処理センターの業務を引き継ぐとともに、三木町、綾川町のし尿処理業務を受託した。
また、衛生処理センターの名称を高松市衛生処理センターに改称した。
- 平成 20 年 一般廃棄物処理基本計画を策定した。
- 平成 23 年 し尿等の処理量の減少傾向などを踏まえ、効率的な汚水処理を行うため、衛生処理センター中継所内にし尿等の前処理施設を整備し、汚泥移送管（海底管）で東部下水処理場に移送し、下水とし尿等を共同処理することについて、9 月に市議会経済環境常任委員会・建設水道常任委員会合同調査会に報告し、了承された。
- 平成 24 年 中継所前処理施設の整備のため、生活環境影響調査を実施した。

- 平成 25 年 中継所前処理施設の整備のため、実施設計業務を行った。
- 平成 26 年 中継所前処理施設の整備工事に着手した。
- 平成 28 年 3月に中継所前処理施設が竣工し、稼働を開始した。
10月から東部下水処理場へし尿等を移送し、下水との共同処理の試運転を開始した。
- 平成 29 年 3月末に衛生処理センターを廃止した。
4月1日からし尿等と下水との共同処理の本格実施を開始した。
また、高松市衛生処理センター中継所の名称を高松市衛生センターに改称した。
9月に女木町貯留槽が竣工し、11月から供用開始した。
- 平成 30 年 3月に旧衛生処理センター解体撤去工事に着手した。
8月に男木町貯留槽が竣工し、10月から供用開始した。
- 令和 2 年 10月に旧衛生処理センター解体撤去工事が竣工した。
- 令和 4 年 3月に亀水中央公園（マンモスプレイパークTARUMI）のオープン記念式典を挙行了した。
- 令和 6 年 東部下水処理場の包括的民間委託業務に衛生センターの運転維持管理業務を編入し、4月1日から民間委託業務を開始した。

4 関係施設

(1) 環境業務センター（環境業務課管理）

高松市木太町 2282 番地 1

環境指導課

TEL 087(839)2380

FAX 087(837)1458

適正処理対策室

TEL 087(839)2370

FAX 087(837)1458

環境業務課

TEL 087(834)0389

FAX 087(837)1458



環境業務センター

(2) 南部クリーンセンター

高松市塩江町安原下第3号 2084 番地1 TEL 087(890)2190 FAX 087(890)2191



南部クリーンセンター

- (3) 南部クリーンセンター埋立処分地
高松市塩江町安原下第3号973番地



南部クリーンセンター埋立処分地

- (4) 西部クリーンセンター
高松市川俣町930番地1

TEL 087(885)2727 FAX 087(885)9421



西部クリーンセンター

(5) 高松市一般廃棄物陶最終処分場 第3処分地

綾歌郡綾川町陶 5001 番地

TEL 087(876)2509

FAX 087(876)2584



高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地

(6) 衛生センター

高松市朝日町五丁目5番56号 環境業務課 TEL087(839)3990 FAX 087(837)1458



衛生センター

(7) 関係施設位置図

